

最近の証券検査における指摘事項に係る留意点

証券取引等監視委員会事務局証券検査課

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○円LIBORに係る不適切な行為及び親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

【事実関係等】

① 円LIBORに係る不適切な行為

当社短期金利商品部のAトレーダー等は、平成18年半ば頃から同22年初め頃までの間、円LIBORについて、グループ銀行のトレーダーに指図するなどして、円LIBOR呈示担当者に対し、Aトレーダー等が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう、LIBORを変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。

② 親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為

当社のグループ銀行がA銀行を合併したことに伴い、平成21年6月末に両銀行は統合した。

当該統合に先立ち、当社チーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「COO」という。)は、銀行統合業務を自らの主要業務と位置づけ、グループ銀行の職員も参加する当該統合に関する会議を複数回招集するなど、日常的に統合会議に参加しており、銀行業務に関与している状況にあった。このような状況において、平成20年5月から同22年2月にかけて、グループ銀行及びA銀行の顧客に関する非公開情報をCOOは複数回、当社チーフ・エグゼクティブ・オフィサー(当時)は1回受領している。

また、当社コンプライアンス部は、COOが銀行統合に関する会議へ参加していたこと及びグループ銀行からの情報を入手していたことについて社内から報告を受けていたが、事実関係を何ら調査していなかった。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を厳格に遵守することに加え、公益及び投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが求められている。
- 円LIBORは、金融機関による資金の調達・運用をするときの基準金利であるなど極めて重要な金融指標(金商法第2条第25項)であり、左記①の働きかけは、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益又は投資者保護上、著しく不当かつ悪質であり、重大な問題であると認められる。
- 左記②の状況は、当社の経営者であるCOO及びチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが法令違反行為を行っており、内部管理態勢上、重大な不備が認められる。
- これらの状況は、行政処分の発動要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき(金商法第51条)」に該当する。
- 今後も、本件と同様に市場の公正性を損なう行為等が認められた場合には、厳正に対処していく。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○厚生年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況

【事実関係等】

○ 厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、以下のとおり3つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていたことが認められた。

(1) 平成22年10月から同24年12月までの間、A厚生年金基金の理事長らに対して、同基金の運用に当社グループが組成した指数連動債等(以下「指数連動債等」という。)を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約40回の接待を行い、約394万円に相当する利益を提供した。

(2) 平成23年12月から同24年12月までの間、B厚生年金基金の理事らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、約30回の接待を行い、約143万円に相当する利益を提供した。

(3) 平成22年6月から同24年12月までの間、C厚生年金基金の理事らに対して、同基金の運用に指数連動債等を組み入れさせる目的で、海外視察旅行の費用負担及び約30回の接待を行い、約90万円に相当する利益を提供した。

※平成25年12月5日公表
『ドイツ証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」が禁止されている(金商法第38条第7号に基づく金商業等府令第117条第1項第3号)。

○ 当社の左記の行為は、厚生年金基金の運用に当社商品を組み入れさせる目的で行われており、利益提供が特に高額・多頻度であったこと、金融商品取引契約と利益提供との関連性等を踏まえ、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱したものであることから、「特別の利益提供」との認定を行った。

なお、本件利益提供は、厚生年金保険法第121条の規定により、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることとされている厚生年金基金の役職員を相手方として行われたものであった。

○ 厚生年金基金の一任運用において、当社商品への投資については、投資運用業者から運用指図を受けて信託銀行が行うことから、当社による厚生年金基金への利益提供は、「顧客に対し」特別の利益を提供する行為とはいえない。

しかし、本件は、左記3件の利益提供を受けた厚生年金基金が、投資運用業者による運用方針の決定に対し大きな影響を与えることを踏まえて行われた利益提供であることから、当該利益提供について「第三者に対し」特別の利益を提供する行為として認定を行った。

※厚生年金基金は、厚生年金保険法により、資産の運用にあたっては、原則として投資運用業者等を介して行うことが求められおり、厚生年金基金が有価証券を直接購入することはできない。

1. 第一種金融商品取引業者(証券会社)

○業務の運営に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況

【事実関係等】

○ 当社は、質屋事業を営むC社の発行する社債に投資することを事業目的とするA合同会社及びB合同会社(以下「両合同会社」という。)が発行する社債(以下「本件社債」という。)の私募の取扱いを行っていた。

当社は、本件社債の勧誘・販売に当たり、営業を行う者がいなかったことから、C社と密接な関係を有する名古屋の事業会社の事務所の一部に当社の名古屋営業所を開設し、当該事業会社の従業員を当社の歩合外務員として採用し、本件社債の販売・勧誘を行わせていた。しかしながら、

ア 本件社債は私募であるにもかかわらず、当社は、営業員が新規顧客開拓のために何名の者に勧誘を行っているのか、その人数についてさえ把握していない、

イ 当社は、当社の役職員ではないA合同会社の代表社員に、当社の営業日報を渡し顧客に係る個人情報等を閲覧させている、

ウ 平成25年5月27日に、当社の営業部長が名古屋営業所に立ち寄ったところ、同営業所が当社の知らない間に閉鎖されていたが、当社経営陣はその事実を事前に把握しておらずさらに、当社は、同営業所に保管されているべき業務に関する書類等の所在も確認できない状態にある、

等の事実が認められており、業務管理が著しく杜撰な状況の下で本件社債の販売業務を行っていた。

※平成26年1月24日公表

『Liaison Japon証券株式会社(旧商号：プロフィット証券株式会社)に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 社債の私募の取扱いを行う第一種金融商品取引業者においては、当然に、当該業務に係る適切な業務管理の確保が求められる。

しかしながら、当社における業務管理の状況は、左記のとおり、形式的に営業所や営業員の整備を行ったに過ぎず、結果、業務の状況や営業所の実態をまったく把握しないまま社債の勧誘・販売を行っている状況であり、業務管理が著しく杜撰であると認定した。

○ このような状況は、金商業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる業務改善命令の発動要件(金商法第51条)に該当するものと認められる。

2. 第二種金融商品取引業者

○業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

【事実関係等】

- 当社は、少なくとも約1,900名の顧客に対し、総額約40億円の信託受益権を取得させている。当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。
 - ① 信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為
 当社営業員は、実在しない証券会社の営業員を名乗る第三者から顧客に連絡させ、「当社が販売している信託受益権は限定商品であり、購入できない方が欲しいと言っている。転売することで、短期間で儲かる。」などと述べさせた。この連絡を受けた顧客が当社に連絡してきた場合、当社営業員は当該顧客に対し、「当社が販売する信託受益権を購入し、転売すれば短期間で利益が得られる。」などの虚偽の事実を告げることにより、信託受益権の取得勧誘(以下「本件劇場型勧誘」という。)を行った。
 当社は、財務局から本件劇場型勧誘の疑いについて指摘を受けたにもかかわらず、本件劇場型勧誘を停止することなく継続していた。
 - ② 本件劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等
 当社は、財務局長の報告徴取命令に対し、虚偽の報告をした。
 - ③ 無登録の信託受益権を販売している状況
 当社が販売した信託受益権は、自己信託の受益権として発行されたものであり、受益者が50名を大幅に超えている。こうした信託受益権を50名以上の者に取得させる場合に、発行者は内閣総理大臣の登録を受けなければならないところ、本件信託受益権の発行者は、登録を受けていなかった。それにもかかわらず、当社は、本件信託受益権の販売を行っていた。
 - ④ 信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等
 当社は、ある信託受益権の発行により払い込まれた金銭を、他の信託受益権を取得した顧客に対する配当金に充当した。
 当社は、信託財産が本来の運用目的とは異なり適切に管理・運用されていないことを認識していたにもかかわらず、信託受益権の販売を継続し、更には、事業収益等について裏付けとなる資料を一切確認しないまま、発行者から口頭で伝えられた、信憑性に疑義のある事業収益等を記載した信託財産状況報告書を顧客に送付していた。
 - ⑤ 契約締結前交付書面等の記載の不備
 当社が信託受益権を販売した際に顧客に交付した契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面には法定の事項が記載されていないなどの不備が認められた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営を行うことが強く求められる。
 また、当局が行う金融商品取引業に関し法令に基づく処分についても、適正に対応することが求められている。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている(金商法第38条第1号)。
 当社の左記①の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 当局の報告徴取命令に対し、虚偽の報告をする行為(左記②)は、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめるなど、悪質な行為であり、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき(金商法第52条第1項第6号)」に該当する。
- 左記③及び④の状況は、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき(金商法第52条第1項第9号)」に該当する。
- 左記⑤の行為は、契約締結前書面の交付義務及び契約締結時書面の交付義務(金商法第37条の3第1項及び第37条の4第1項)に違反する。
- 今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

2. 第二種金融商品取引業者

○顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金等の支払いに流用する行為並びに金融商品取引契約の締結及びその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等

【事実関係等】

- 当社は、米国において行う診療報酬請求債権（以下「MARS」という。）の購入及び回収事業（以下「本事業」という。）から生じる利益の一部を配当することを内容とする権利（以下「本件ファンド持分」という。）の販売勧誘を行っていた。
- ① 顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等
当社においては、信託口座の入出金記録によれば、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金は、本事業に用いられることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払に充てられていた。
- ② 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
当社は、個人投資家に対し、本件ファンド持分の取得を勧誘しているが、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の内容を検証したところ、以下の問題点等が認められた。
ア 出資金の使途
当社は、当社ウェブサイト、顧客向けパンフレット、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、「出資金はMARS購入及び回収事業にのみ充てられる」旨を告知していたところ、少なくとも平成23年以降、顧客からの出資金を他の顧客への配当金及び償還金の支払いに充てていた。
イ 配当金の支払い
当社は、契約締結前交付書面及び契約書の記載において、顧客に対して「配当金は出資対象事業によって得られた利益から支払う」旨を告知していたところ、少なくとも平成23年以降、顧客からの出資金を他の顧客への配当金の支払いに充てていた。
- ③ 虚偽の内容の事業報告書を作成し、財務局長に提出する行為
当社は、各期末における資産合計及び負債・純資産合計について、実態とは異なる数値を記載するなどした事業報告書を当局に提出した。
- ④ 報告徴取命令に対する虚偽の報告
当社は、証券取引等監視委員会が今回検査の過程において当社代表取締役社長等に対して発出した報告徴取命令に対し、第三者機関と共同して信託口座に対する内部査定を実施した旨回答している。しかしながら、当社と第三者機関が共同して内部査定を行った事実は認められなかった。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令等を厳格に遵守することに加え、公益又は投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが強く求められている。
- 左記①のとおり、本件ファンド持分を取得するために出資した顧客の資金を、本事業に用いることなく、他の顧客に対する配当金及び償還金の支払に充てる行為は、投資者保護上、重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき（金商法第52条第1項第9号）」に該当する。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている（金商法第38条第1号）。
当社の左記②の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 当局に虚偽の計数を記載した事業報告書を提出する行為（左記③）は、監督当局における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめるなど、悪質な行為であり、金商法第47条の2に違反する。
- 左記④の行為は、証券取引等監視委員会の検査における金融商品取引業者の業務状況の把握を困難ならしめる等、極めて悪質な行為であり、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分違反したとき（金商法第52条第1項第6号）」に該当する。
- 本件は、投資家が直接海外に投資資金の送金を行い、運用は海外で行われるスキームであったため、海外当局とも密接に連携を図り対応を行ったもの。今後とも、本件のような海外にまたがる案件においては、海外当局と協力を行い、迅速かつ厳正に対処していく。

2. 第二種金融商品取引業者

○公益又は投資者保護上著しく不当な行為を行っている状況

【事実関係等】

- 当社は、平成21年11月から平成25年4月までの間、当社等を営業者とする匿名組合契約(以下「本件ファンド」という。)に基づく権利(以下「本件ファンド持分」という。)の取得勧誘を行っている。本件ファンドの多くにおいて、顧客の投資資金は、A社に対し、金銭貸付けを行うことで運用することとされている。
- ① 本件ファンドの多くについて運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等
A社は、当社から貸し付けられた顧客の投資資金を、貸金業の登録を受けることなく、反復継続して多数の企業及び個人に対し金銭貸付けを行うことにより運用していた。しかしながら、当社は、A社が貸金業の登録を受けていないと認識していたにもかかわらず、その後も勧誘及びA社に対する資金提供を漫然と継続していた。
このような当社の状況は、実質的には、A社の無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしていたに過ぎず、そのために、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式が利用されていたものと認められる。加えて、当社は、本件ファンドの資金の運用として行う必要のある運用状況の把握等を全く行っていなかった。
- ② 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱いが行われ、っており従業員管理態勢が不十分な状況
当社営業員は、第一種金融商品取引業の登録がないA社代表取締役からの指示により、複数の顧客に対して勧誘をし、A社の投資先である会社の社債を取得させていた。当該行為は、無登録金融商品取引業に該当するものと認められるが、当社代表取締役及び当社管理部門において、漫然と見過ごされていた。
- ③ 本件ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
当社営業員は、実際の運用実績を上回る虚偽の運用実績を記載した運用報告書を使用し、勧誘を実施していた。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令等を厳格に遵守することに加え、公益又は投資者保護の観点から、健全かつ適切な業務運営を行うことが強く求められているところであり、特に、仲介行為を主たる業務とする第二種金融商品取引業者においては、金融商品の販売勧誘場面において、これら法令遵守及び適切な業務運営の遂行について留意すべきである。
- 左記①の状況について、当社は、第二種金融商品取引業のファンド販売の形式を利用して、実質的には、A社の無登録貸金業の資金調達を行う機能を果たしているものと認められる等、極めて不適切な状況であった。
また、左記②の状況について、当社営業員による不当な社債の取得勧誘(無登録第一種金融商品取引業)を看過するといった従業員管理態勢が不十分な状況であった。
これらの状況は、投資者保護上、重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき(金商法第52条第1項第9号)」に該当する。
- また、金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている(金商法第38条第1号)ところ、当社の左記③の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 今後とも、金融商品取引業者において、本件と同様の状況が認められた場合には、厳正に対処していく。

2. 第二種金融商品取引業者

○業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

【事実関係等】

- (1) 業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況
 当社は、自らを業者とする匿名組合（以下「本件ファンド」という。）の出資持分（以下「本件出資持分」という。）の私募を行い、8名の営業員が、36名の顧客に対し、総額約93百万円の出資持分を取得させている。当社の当該取得に係る勧誘等の状況について検証したところ、以下のとおり、不適切な状況が認められた。
- ① 本件出資持分の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為
 当社は、本件ファンドの出資金を顧客のために運用する意思を一切有していなかったにもかかわらず、当社営業員は、顧客に対し、当社が、本件ファンドの資金を外国為替証拠金取引や国内上場株式取引等により運用する旨を記載した契約書等を交付するなど、虚偽の事実を告げて本件出資持分の取得勧誘を行った。
- ② 本件ファンドの出資金について分別管理が確保されていないまま本件出資持分の取得勧誘を行う行為
 本件ファンドの出資金について、分別して管理することが契約書等で確保されていないにもかかわらず、当社は、本件出資持分の取得勧誘を行った。
- ③ 不正又は著しく不当な行為を行っている状況
 ア 当社は、本件ファンドの出資金の一切を、当社の固有財産と混同して管理して当社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら、本件出資持分の取得勧誘を継続していた。
- イ 当社は、毎月、顧客に対し、運用による配当金と称する金銭を支払っていたところ、このような本件ファンドの運営が不適切であり、本件ファンドを解約して、出資金を顧客に返還しなければならないことを認識したが、本件ファンドの出資金を当社の事業に充てており、顧客に返還することができない状況にあった。
- そこで、当社は、当該出資金の返還を免れるため、当社の発行する社債を販売して本件ファンドから当該社債へ投資先を移行させることを計画し、当社営業員は、顧客に対し、本件ファンドの契約書上の記載と異なる解約条件を説明するなどして、解約を思いとどまらせ、当該社債への乗換えを勧誘した。
- (2) 報告徴取命令に対する虚偽報告
 当社は、関東財務局長からの報告徴取命令に対して、本件ファンドの出資者数や取得勧誘時期等について虚偽の報告を行った。

【留意点】

- 金融商品取引業者は、金融商品取引法等の法令を遵守し、併せて公益又は投資者保護の観点から、適切な業務運営を行うことが強く求められる。
 また、当局が行う金融商品取引業に関し法令に基づく処分についても、適正に対応することが求められている。
- 金融商品取引業者は、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関し、顧客に対し虚偽のことを告げることが禁止されている（金商法第38条第1号）ところ、当社の左記①の取得勧誘は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 金融商品取引業者は、分別管理が確保されていない場合の売買等が禁止されている（金商法第40条の3）。当社の左記②の分別管理が確保されていないままファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為は、上記法令に違反する極めて不適切な行為であった。
- 左記③のとおり、当社が取り扱うファンドについて、出資金を自社の事業に流用し、更に当該状況を認識しながらファンドの出資持分の取得勧誘を続けている状況や、ファンドから当社社債への不適切な乗換え勧誘等を行っている状況は、投資者保護上、重大な問題であり、行政処分の発動要件となる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いつき（金商法第52条第1項第9号）」に該当する。
- また、左記(2)のとおり、当局の報告徴取命令に対し、虚偽の報告をする行為は、「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき（金商法第52条第1項第6号）」に該当する。
- 今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

2. 第二種金融商品取引業者

○第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況

【事実関係等】

○ 当社の監査役は、A社の取締役を兼職しているところ、A社は、少なくとも平成24年9月から同25年6月まで、無登録のままA社を無限責任組合員とする投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘を行うという違法行為を行っており、監査役は、A社の取締役として、自ら主体的に当該違法行為を行っていた。

また、当社の代表取締役は、A社が行った上記の違法行為において、当社の旧商号名義の銀行口座並びに募集仲介者として当社の商号及び登録番号が記載された勧誘資料を使用させることにより、当該違法行為に加担した。

なお、当社は、遅くとも唯一の事務所を閉鎖した平成25年7月末以降、第二種金融商品取引業を行っていない状況にあった。

※平成26年3月25日公表
『株式会社PROUD Asset Managementに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 金商業者においては、その業務を適確に遂行するにあたり、金商法令等の内容を理解し、実行するに足る知識・経験及び金商業の公正かつ適確な遂行に必要なとなるコンプライアンス等に関する十分な知識・経験を有している者を確保することが求められているところ。

○ しかしながら、左記のとおり、当社における業務の状況は、唯一の事務所を閉鎖し、実態として金融商品取引業が行われていない状況の下、4名の役員のうち、監査役は、無登録業者の取締役として自ら主体的に違法行為を行い、代表取締役は、当該違法行為に加担している状況にあった。このため、当社については、金商法第29条の4第1項第1号二に掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認定した。

3. 投資助言・代理業者

○年金基金関係者に対し特別の利益を提供する行為

【事実関係等】

- 当社は、当社代表取締役(当時)及び当社営業担当部長(当時)が中心となって、厚生年金基金を含む複数の年金基金の関係者に対し、頻繁に接待を行っていた。

特に、当社は、みなし公務員であるA厚生年金基金の理事長その他複数の者に対して、約2年間で40数回の接待を行い、約260万円に相当する利益を提供した。

【留意点】

- 証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として当社に対して検査を行ったもの。
- 当社は、海外の運用会社との間における投資顧問契約に基づき当該運用会社が運用する外国投資信託(以下「本件外国投資信託」という。)の資産残高に応じた助言報酬を得ているところ、投資運用業の登録前におけるA厚生年金基金に対する接待は、A厚生年金基金に本件外国投資信託への投資を行わせることを目的として行われたものと認められる。また、投資運用業の登録後における接待は、A厚生年金基金との間における投資一任契約の締結、本件外国投資信託への追加投資を行わせることなどを目的として行われたものと認められる。
- 金融商品取引業者等においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約につき、(略)顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為」が禁止されている(金商法第38条第7号の規定に基づく金商業等府令第117条第1項第3号)。
- 当社における左記の行為は、長期間にわたり反復継続して財産上の利益を提供したものであり、法令違反に該当する行為である。なお、本件接待は、厚生年金保険法第121条の規定により、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることとされている年金基金の役職員を相手方として行われたものであった。
- 今後とも、金融商品取引契約の締結につき、顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為等、金融商品取引業者等の禁止行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

3. 投資助言・代理業者

○無登録で海外ファンド持分に係る募集又は私募の取扱いを行っている状況

【事実関係等】

○ 当社は、当社と投資顧問契約を締結している顧客に対する投資助言として、当該顧客の投資意向等を踏まえて、中立・客観的な立場から、外国投資法人が発行する外国投資証券及び外国で発行される集団投資スキーム持分(以下、これらを総称して「海外ファンド」という。)に係る個別の商品内容の説明を行うとともに、海外ファンドの取得を希望する顧客に対して、取得申込書の送付などの取得申込手續のサポートを行っているところ、当社の業務の実態等を検証したところ、以下のとおり、法令違反の事実が認められた。

○ 無登録で海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行っている状況

当社は、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業に係る金融商品取引業の登録を受けていないにもかかわらず、当社の助言顧客に対し、海外ファンドの募集又は私募の取扱いを行い、少なくとも、2,792顧客が海外ファンドを2,892件取得している状況が認められた。

※平成25年10月3日公表

『アブラハム・プライベートバンク株式会社に対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

○ 当社の左記の行為は、以下の状況をもって、業として発行者のために有価証券の募集又は私募の取扱いを行う行為であると認定を行った。

- ・当社と投資顧問契約を締結している顧客に対し、個別の海外ファンドに係る商品説明等を行った後、取得を決めた顧客に対し、取得申込手續を行うことにより、取得契約を成立させる業務を行っている。
- ・当社のグループ会社が、顧客のファンド購入額に応じて、海外ファンドから報酬を得ている。
- ・当社とグループ会社は、設立の経緯、意思決定等を踏まえると、当社の業務に関し実質的に一体である。

○ こうした当社の状況は、金商法第29条違反(無登録第一種業又は第二種業)に該当する。

金商業者が行う業務の内容によって、金商業者の財産的基礎や行為規制の範囲について、投資者保護を図るべき必要性の程度は自ずと異なるところである。そこで、金商法においては、その行おうとする業務の内容に応じて、段階的な登録拒否要件を定め、かつ、それぞれの業務の内容に応じた行為規制が整備されている。

本件において、当社は、ファンドの募集又は私募の取扱いを行っているにもかかわらず、第一種金商業者又は第二種金商業者であれば、法令上行わなければならない説明義務を果たしていない等、投資者保護上の問題を生ぜしめており、登録制度の根幹を揺るがす極めて悪質な問題である。

3. 投資助言・代理業者

○無登録業者に名義貸しを行っている状況

【事実関係等】

- 投資助言・代理業者である当社は、金融商品取引業の登録を受けていないA社及びB社に、当社の名義をもって投資助言業務を行わせた。
- その結果、A社は平成24年8月から同25年6月までの間に少なくとも974名に対し、B社は平成25年3月から同年6月までの間に少なくとも166名に対し、それぞれ投資助言業務を行った。
- なお、A社及びB社は、当社名義でウェブサイトを開設し、当該ウェブサイトにおいて勧誘を行い、顧客と投資顧問契約を締結し投資助言報酬を受け取り、投資助言内容等を記載した電子メールを顧客に対し送付を行っていた。

※平成26年2月21日公表

『株式会社トラヴィス・コンサルティングに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

- 金融商品取引業は、原則として、金融商品取引法上の登録を受けた者だけが行うことができるものであり、登録制度の下、当局による適切な監督等を通じて、投資者保護が図られるところ。よって、同法の登録を受けた者が他人に自己の名義を使って金融商品取引業を行うことを許諾することは、登録制度を課した意義を全く失わせることとなる。
- 金融商品取引業者等が経営の効率性を高めるために一定の事務ないし業務を外部に委託する場合、形式上金融商品取引業の業務内容に含まれる行為の一部でも他人が行うことが直ちに名義貸しに当たるものではないが、金融商品取引業務の核心的部分について他人に行わせている場合には、当該外部委託は名義貸しに該当すると考えられる。
- 本件においては、当社の助言業務の核心部分は有価証券の価値等の分析及び判断であるところ、当該業務について、当社ではなくA社及びB社が行っている状況が認められたため、当社の左記行為は、金融商品取引法第36条の3(名義貸しの禁止)に違反するものと認められる。

4. 投資運用業者

○投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

【事実関係等】

○ 当社は、外国ファンドAに投資する国内単位型私募投資信託（以下「本件単位型ファンド」という。）や国内追加型私募投資信託（以下「本件追加型ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。外国ファンドAは、米国の生命保険証書を投資対象としている。

こうした中、当社は、本件追加型ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っており、その際に、本件追加型ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていた。

しかしながら、当社は、最終的な投資先が同一である本件単位型ファンドに関して、以下①及び②の投資判断上重要な事実を説明していなかった。

① 外国ファンドAの流動性が低下したことにより、本件単位型ファンドの償還等に必要となる外国ファンドaの解約の受付が停止等されたことに伴い、本件単位型ファンドの解約の受付が停止等されたこと。

② 当社は、本件単位型ファンドの約款を変更し、解約対応可能金額を制限し、顧客の保有口数に応じて比例配分した額を上限とする事としたこと。

○ 当社は、外国ファンドBに投資する複数の国内単位型私募投資信託（以下「本件ファンド」という。）を設定し、その運用を行っている。外国ファンドBは、米国の生命保険証書を投資対象としている。

こうした中、当社は、本件ファンドを組み入れることを前提とした投資一任契約の締結及びその勧誘を行っており、その際に、本件ファンドが比較的高い流動性リスクを有することについての一般的な説明は行っていた。

しかしながら、当社は、最終的な投資先が同一である複数の本件ファンドのうち、当初設定されたもの（以下「当初設定ファンド」という。）に関して、以下の投資判断上重要な事実を説明していなかった。

・ 外国ファンドBの流動性が低下したことにより、当初設定ファンドの償還に必要な外国ファンドBの解約ができない状況となったことに伴い、当初設定ファンドの償還が複数回にわたり延長されることとなったこと。

【留意点】

○ 証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として当社に対して検査を行ったもの。

○ 金融商品取引業者においては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる行為として、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」が禁止されている（金商法第38条第7号の規定に基づく金商業等府令第117条第1項第2号）。

○ 当社における、左記の行為は、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示により、投資家が適切な投資判断を行うことを妨げるものであり、法令違反に該当する極めて不適切な状況であった。

○ 今後とも、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為等、金融商品取引業者の禁止行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

4. 投資運用業者

○投資一任業務に係る忠実義務違反等

【事実関係等】

○ 当社は、年金基金との投資一任契約に基づき、当社が組成した甲投資事業有限責任組合（以下「甲ファンド」という。）を投資対象先に組み入れているが、甲ファンドは、投資を行う際のマザーファンドとしての機能を担っており、最終的な投資対象となる株式・債券等への投資のほとんどは、当社が組成に関与し、個々に投資一任契約等を締結する匿名組合を階層的に組み入れた後に行われており、投資一任業務の運営状況を検証したところ、以下の問題が認められた。

① 一任報酬を過大に受領している状況等

当社は、顧客資産を複数の匿名組合の間で内部的に受け渡すだけで、当該複数の匿名組合からそれぞれ一任報酬を受領することにより、年金基金5顧客から一任報酬を過大に受領している。また、当該報酬等について年金基金に対し十分な説明を行っていない。

② 投資決定のための必要な調査等を行っていない状況

当社は、甲ファンドから当社が組成に関与し投資一任契約を締結している乙匿名組合へ投資する際、投資先を選定するにあたり必要となる調査等（デューディリジェンス）を全く行わないまま投資を行い、また、投資後においても運用状況のモニタリング等を全く行わないまま、乙匿名組合に当社社長の親族企業への業務委託や出資等を行わせており、その結果、投資額の大宗を毀損させている。

③ 運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況

当社は、甲ファンドに組み入れられた乙匿名組合の純資産価額（以下「NAV」という。）が初期投資額を大幅に下回っていたにもかかわらず、甲ファンドのNAVを初期投資額と同額で年金基金及び信託銀行へ報告していた。また、これとは別に、当社は、甲ファンドのNAVを誤った価額で信託銀行へ報告していた。

【留意点】

○ 証券取引等監視委員会では、投資一任業者への集中的な検査を実施しており、その一環として当社に対して検査を行ったもの。

○ 左記①の行為は、合理的な理由なく匿名組合を階層的に組み入れることにより、年金基金に過大な一任報酬を負担させる一方で、当社が過大な利益を得るといった利益相反行為が認められていることなどから、「権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない」と規定されている金商法第42条第1項に違反する。

○ 左記②及び③の行為は、投資前のデューディリジェンス及び投資後のモニタリングが杜撰なまま運用を継続した結果、運用財産の大宗を毀損させ、更に、運用結果について、実際のものとは異なる報告を信託銀行に行っているものであり、これらは、投資運用業者として顧客に対する善良な管理者としての責務を怠った行為であることから、「権利者に対して、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならない」と規定されている金商法第42条第2項に違反する。

○ また、左記③のとおり、顧客である年金基金に対し、事実と異なるNAVを記載した運用報告書を交付する行為は、金商法第42条の7第1項の運用報告書の交付義務に違反する。

○ 今後とも、金融商品取引業者等において、本件と同様の行為が認められた場合には、厳正に対処していく。

4. 投資運用業者

○顧客出資金の目的外運用及び流用

【事実関係等】

- 当社は、石油関連事業への投資を行う「石油関連商品取引ファンド投資事業組合」(以下「石油ファンド」という。)の業務執行組合員となって、集団投資スキーム持分の私募及び自己運用を行っている。

石油ファンドは、当該石油関連事業への投資を、当社取締役が設立や業務等に深く関与し適格機関投資家等特例業務届出者でもあるA社が発行する社債への投資を通じて行っており、当社とA社は、実質的に一体となって、以下の法令違反行為を行っていた。

- 顧客出資金の目的外運用及び流用

当社は、石油ファンドの出資金を用い、当社又は第三者のために、顧客の利益に反する投資を行っていた。

また、当社は、顧客による出資金から当社が受領することができる報酬等を超過して、約86百万円もの金銭を不当に取得し、当社の運転資金に流用していた。

※平成25年12月17日公表

『株式会社Global Arena Capitalに対する検査結果に基づく勧告について』より抜粋

【留意点】

- 当社における左記の行為は、「権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならない」と規定されている金商法第42条第1項に違反する。

- 本件において、当社は、
 - ・資本不足に陥った当社の資本増加に資するために、石油ファンドの資金で土地を取得後、当社へ現物出資を行わせようとしており、このような行為は、権利者の利益に反して、当社のために行われたものであると認められる。

また、

- ・当社取締役の知人の資金調達に応じるべく、当該知人が保有する株式を石油ファンドに組み入れており、このような行為は、権利者の利益に反して、第三者のために行われたものであると認められる。